

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所の放射性物質の定期測定における  
微量な放射性物質の検出について（続報）  
＜牛乳の測定結果・評価＞

平成 23 年 6 月 14 日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

当所では、環境試料分析\*<sup>1</sup>として、発電所近傍の海水や、土壌、松葉などの環境試料の放射能測定を定期的実施しております。これまでに当社福島第一原子力発電所の事故の影響で大気に放出されたごく微量のセシウムやヨウ素などの放射性物質が検出されておりますが、これまでの測定値は、周辺環境へ大きな影響を与えるものではありません。

（平成 23 年 4 月 13 日、5 月 13 日、26 日お知らせ済み）

定期測定として発電所周辺（2 地点）において、5 月 12 日に採取した牛乳（原乳）を本日までに測定し、評価を行ったところ、1 地点において放射性セシウム 134 が、また 2 地点ともセシウム 137 が、検出限界値をわずかに上回るごく微量検出されました。

（測定結果については添付資料のとおりです）

運転・作業状況や排気筒モニタ、および海水モニタの測定結果には、いずれも異常は確認されていないことから、当社福島第一原子力発電所の事故により大気に放出された放射性セシウムによるものと考えております。

今回検出された放射性セシウム 134、137 の同一地点における合計値（0.046 ベクレル／リットル）は、原子力防災指針に定める摂取制限\*<sup>2</sup>（200 ベクレル／リットル）に比べ約 4 千分の 1 と十分に低い値です。

また、今回確認された放射性物質の合計値から受ける放射線量は、仮に 1 年間摂取し続けた場合でも、年間約 0.0002 ミリシーベルトであり、自然界から 1 年間に受ける放射線量 2.4 ミリシーベルトの約 1 万分の 1 で、胸のエックス線検診（1 回）で受ける放射線量（0.05 ミリシーベルト）と比べても十分に低い値です。

今後も環境試料について、定期的な放射能測定を継続して実施してまいります。

以 上

添付資料 1：柏崎刈羽原子力発電所の放射性物質の定期測定・評価結果について

**\* 1 環境試料分析**

当所では、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」（通称「安全協定」）に基づき発電所の放射性物質の影響を調査するため、定期的に発電所近傍の海水や土壌、松葉、牛乳などに含まれる放射性物質について調査を実施している。

**\* 2 原子力防災指針に定める摂取制限**

原子力安全委員会が「原子力施設等の防災対策について」の中で規定している、放射能汚染された食物の摂取を制限する指標。

## 柏崎刈羽原子力発電所の放射性物質の定期測定・評価結果について

採取日：平成23年5月12日

測定・評価日：平成23年6月14日

測定場所		核種名	測定値 (ベクレル/リットル)	検出限界値 (ベクレル/リットル)	摂取制限値 (ベクレル/リットル)
牛乳 (原乳)	柏崎市東長鳥	セシウム137	0.025	0.014	200
	柏崎市北条	セシウム134	0.025	0.020	
		セシウム137	0.021	0.015	

※「ベクレル/リットル」という単位は、原乳1リットルに含まれる放射エネルギーを表す。

※摂取制限値の単位は本来「ベクレル/kg」であるが、安全協定に基づく評価会議への報告単位「ベクレル/リットル」に合わせて記載している。